

## ○受領証については、どのように改正されたのですか？

(情報番号 1 3 3 3 全 1 頁)

書面申請をした申請人は、その登記が完了するまでの間であれば、申請書及びその添付書面の受領証の交付を請求することができます。

他方、オンラインによる申請がされたときは、申請が受け付けられたことを含め、処理状況に関する情報は、申請用総合ソフト上に掲示されることになっていきますので、受領証は交付されません。

なお、オンライン申請をした場合に申請用総合ソフトに掲示される情報などの詳細につきましては、登記・供託オンライン申請システムのホームページを御確認ください。

○登記・供託オンライン申請システムのホームページ

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>